

## 答 申

### 1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年3月9日付け職員第36号で行った「四日市市接遇向上推進会議にかかる傍聴の申入れについての意思決定にかかる文書」の行政情報部分開示決定は、妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年3月7日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成28年3月9日付けで行った部分開示決定について、これを取り消し、行政情報不存在決定を求めるものである。

### 3 申立人の主張要旨

申立人が不服申立書、意見書、追加意見書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、「平成28年3月4日付けで四日市市役所（職員研修所）に受付していただいた、『四日市市接遇向上推進会議傍聴申入書』がどのように決裁され、どのような結論になったかが解る」行政文書である。
- (2) 職員研修所の所長との見解の相違から傍聴の申し入れ書を受付していただいております。四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の中で所長の上司もしくは他の部署に決裁していただいた行政情報の開示を求めている旨お伝えし、わかりにくいなら補正をいたしましょうかと申入れをしているのに、開示決定された行政情報は職員研修所長が決裁した行政情報である。
- (3) 申立人は行政情報開示請求の後、職員研修所を訪問して四日市市情報公開条例第1条及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定いたしましうと申し出ているがほとんど相手にされないで一方的に開示決定されている。請求者が求めている行政情報（職員研修所の所長もしくは他部署が決裁した物）

とはまったく違う物が開示決定されてしまいました。よって、再度申立人の求めている行政情報を協議・協力して特定し、申立人が求める行政情報を開示していただくことをお願いいたします。

- (4) (3)により、協議・協力しても請求者が求める行政情報が存在しない場合はありえないことですが、行政情報不存在決定とせざるをえない事になります。その場合、情報公開条例の第1条（目的）による行政としての説明責任が発生してくることはご認識いただきたいと思います。
- (5) 開示請求書には開示していただく行政情報の特定に関しては四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定出来る様に宜しくお願いいたします。と記載されておりますので行政情報の特定に協力しなかったことによる、今回の行政情報開示決定は四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項に違反している為、重大な情報公開条例違反であり、開示決定担当部署は知る権利の保障を妨害している。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が開示理由説明書、開示理由説明書（2）及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 申立人から接遇向上推進会議の傍聴申入れがあり、実施機関である職員研修所の所長は、職員研修所の上部機関である総務部次長と協議を行い、申立人からの接遇向上推進会議の傍聴申入れに対する対応を決め、その決裁文書を開示した。
- 決裁文書においては、合議として、実施機関である職員研修所の所長の上司である総務部次長の押印がある。よって、開示した決裁文書には、実施機関である職員研修所の所長の上司が決裁していることが明らかである。
- (2) 申立人から接遇向上推進会議の傍聴の申入れがあったが、実施機関としては、同会議が市の事務について、実施機関その他のこれに類するものについての審査、審議、調査を行うものではないから、市民に対して非公開であるため、傍聴はできない旨の説明をしていたが、申立人は、同会議の傍聴の申入れを受け取ったため、申入れを承諾したものと理解し、実施機関の見解と申立人の見解の相違がある。

#### 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の特定について

ア 申立人の主な主張は、開示された行政情報について、申立人が開示を求めた行政情報ではないとの趣旨であると思われるため、まず、この点について検討を行った。

申立人が、「四日市市接遇向上推進会議にかかる傍聴の申入れについての意思決定にかかる文書」の開示を求めたのに対し、実施機関が開示決定の対象とした行政情報は「四日市市接遇向上推進会議にかかる傍聴の申入れについての決裁文書」（以下「本件行政情報」という。）である。

当審査会において本件行政情報を調査したところ、本件行政情報には、四日市市接遇向上推進会議にかかる傍聴の申入れについて、実施機関がどのように対応するのかの意思決定がなされていることは明らかであった。

イ 当審査会が、この点について実施機関に対し説明を求めたところ、その説明内容は概ね次のようなものであった。

- ① 四日市市接遇向上推進会議にかかる傍聴の申入れの対応についての決裁は、総務部総務課に合議をし、総務部次長がその内容を確認し、捺印している為、実施機関である職員研修所の所長の上司にあたる総務部の次長が決裁に参与している。そのため、本件行政情報を開示した。
- ② 四日市市接遇向上推進会議は非公開であり、そのことを実施機関は申立人に説明を行っている。

ウ 実施機関が開示の対象とした「本件行政情報」は、申立人から提出された四日市市接遇向上推進会議傍聴申入書に対する対応を決裁した文書であり、申立人の請求する文書と合致する。

そのため、実施機関が本件行政情報を開示したことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月15日	・ 諮問書受理
平成28年 5月25日	・ 実施機関に対し、諮問書に関する開示理由説明書の提出依頼
平成28年 5月26日	・ 実施機関から部分開示理由説明書受理
平成28年 6月 3日	・ 異議申立人に対し、部分開示理由説明書の写しの送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成28年 6月10日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第2回審査会合議体)
平成28年 6月17日	・ 異議申立人から意見書受理
平成28年 7月20日	・ 異議申出人の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第3回審査会合議体)
平成28年 8月 9日	・ 実施機関から開示理由説明書(2)受領
平成28年 8月18日	・ 異議申立人から追加意見書受領
平成28年 8月31日	・ 審議(平成28年度第4回審査会合議体)
平成28年 9月30日	・ 異議申立人から追加意見書受領
平成28年10月 3日	・ 答申

### 経緯(参考)

平成28年 3月 7日 行政情報開示請求

平成28年 3月 9日 行政情報部分開示決定

平成28年 4月 1日 異議申立て